

福井県いじめ防止基本方針の改定について

義務教育課
高校教育課

1 改定の経緯

平成25年 6月	議員立法による「いじめ防止対策推進法」が成立
平成25年10月	国が「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本指針」という）」を策定
平成26年 3月	県が「福井県いじめ防止基本方針」を策定
平成29年 3月	国が「国の基本方針」を改定

2 主な改定内容

- (1) 「いじめの定義と判断」について
 - ・ 「けんかやふざけ合い」をいじめから除外せず、被害児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断【追加】→1頁2②
- (2) 「いじめの防止等のための具体的施策」について
 - ・ 発達段階に応じて、幼少期から規範意識等を醸成【追加】→2頁3(1)⑥
- (3) 「学校いじめ防止基本方針」について
 - ・ いじめの防止等のための取組に係る項目を学校評価に位置づけ【追加】→2頁3(2)②
- (4) 「いじめの未然防止」について
 - ・ 特別な配慮が必要な児童生徒に対する特性を踏まえた適切な支援【追加】→3頁3(3)⑦
 - ① 発達障害等の障害のある児童生徒
 - ② 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
 - ③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
 - ④ 東日本大震災で被災した児童生徒または原子力発電所事故により避難している児童生徒
- (5) 「いじめの事案対処」について
 - ・ 国の方針に基づき、「早期対応」を「事案対処」に改称【変更】→4頁3(5)
 - ・ 特定の教員が抱え込むことなく情報共有し、組織的な対応につなげる。【変更】→4頁3(5)①
- (6) 「いじめの解消」について
 - ・ いじめの「解消」に2つの要件を明示【追加】→4頁3(6)①②
 - ① いじめに係る行為が止んだ後、相当の期間（3か月を目安）を経過していること
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を受けていないことについて、本人および保護者に面談等で確認すること